

所定疾患施設療養費について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【算定要件】

1. 所定疾患療養費（Ⅱ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者様に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を10日間算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
イ）肺炎 ロ）尿路感染症 ハ）带状疱疹 ニ）蜂窩織炎
4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
5. 算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
7. 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び 抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

<所定疾患施設療養費 算定状況>

【令和5年度・算定件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	1	4	2	2	5	0	1	0	3	5	0	4
日数	6	21	6	5	21	0	3	0	9	19	0	16

【令和6年度・算定件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	2	3	2	5	4	0	2	3	3	3	1	2
日数	8	16	7	20	15	0	9	10	16	12	3	7

【令和7年度・算定件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	2	1	2	2	3							
日数	11	3	9	8	12							